

～ 改正利息制限法の施行に伴う A T M 利用手数料に関するお知らせ ～

改正利息制限法の施行（2010年6月18日施行）に伴いまして2010年6月18日から A T M 利用手数料について以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

改正利息制限法の内容

改正利息制限法により、A T M を利用した以下のお取引について、一定金額以上の A T M 利用手数料が利息とみなされることとなりました。

（対象となるお取引）

- ・ ローンカードによるお借入・ご返済
- ・ 普通預金（総合口座）のキャッシュカードによるご出金時に、残高不足によりお借入（当座貸越）が発生する場合
- ・ 普通預金（総合口座）のキャッシュカードによる当座貸越のご返済

A T M を利用した お借入 または ご返済の際の A T M 利用手数料（消費税込）について、ご利用金額が1万円以下の場合は105円、1万円超の場合は210円を超える A T M 利用手数料が利息とみなされることとなりました。

<ろうきん> キャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さまへ

<ろうきん> A T M では、いままでどおり手数料無料でご利用いただけます。
提携金融機関 A T M でも、いままでどおりご利用いただけます。

<ろうきん> キャッシュカード・ローンカードを提携金融機関の A T M をご利用し、対象となるお取引をされる場合、提携金融機関が請求する A T M 利用手数料が利息の制限を超過しないように、<ろうきん> が手数料の一部を負担します。

この際、提携金融機関の A T M 画面や利用明細票に表示される A T M 利用手数料は、実際にお客さまにご負担いただく手数料額とは異なり、<ろうきん> が負担する手数料を含んだ金額となる場合がございますので、ご注意ください。

なお、預金のご出金の際の A T M 利用手数料については変更ございません。

詳しくは、<ろうきん> 窓口にお問い合わせください。

提携金融機関のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さまへ

<ろうきん> A T M をご利用いただき対象となるお取引をされる場合、提携金融機関のご都合により、A T M 画面や利用明細票に表示される A T M 利用手数料が実際にお客様がご負担する手数料金額と異なる場合や、お取引が不能となる場合がございますので、ご注意ください。

詳しくは、口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。